

Legal English / 語学講義

◆語学授業とは何ですか？

語学授業は、ノートのととり方や文献のまとめ方をはじめとして、イギリス法以外のことを英語で学ぶ授業です。2012年度から法学の授業時間が増えたので、語学授業の時間数は法学授業の半分程度となりました。担任であるジャッキー先生の英語はとても聞き取りやすいので、英語力に不安があっても問題なく受講できます。

◆語学授業では、具体的にどういうことをやるのですか？

授業の内容は一言で表せないほど様々ですが、どの授業でも英語を使うということは確かです。法学授業やゲストによる授業よりも、アウトプットをする機会が多くなると思います。授業内容の例として、2012年度に行ったもののうちいくつかを紹介します。

・英語クイズ

ケンブリッジ最初の語学授業では、グループ対抗のクイズを行いました。ジャッキー先生がホワイトボードに名詞を書きますが、回答者はそれを見ることができません。回答者以外のグループメンバーが英語でヒントを伝え、回答者を答えに導く必要があります。

・会社の設立

学生同士のグループを会社に見立て、教室内で活動するという授業でした。この授業で行うことは主に二つあり、一つはビジネスプランの考案、もう一つは採用活動です。ビジネスプランの考案は学生が自ら行い、会社ごとにまとめたアイデアをプレゼンテーション形式で発表します。発表されたビジネスプランにそれぞれの学生が投票し、一位に選ばれた会社が多額の投資を受けられるという設定で、2012年度は日本料理店を考案したグループがその栄冠を勝ち取りました。そして、そのビジネスプランを動かすために行うのが採用活動です。他社に所属している学生に引き抜きをかけ、お互い合意に至れば採用となります。

・ノートの取り方

ノートのととり方は学習の効率に密接に関わってきます。日本ではまだ馴染みの薄い、マインドマップやコーネルメソッドのような手法を習得し、効率的なノートを取れるように手助けしてくれます。

・生き残りゲーム

生き残りゲームは、沈みゆく沈没船の中で、誰が救命ボートに乗るべきか話し合うゲームです。各人に役(発明家や大富豪のような)が与えられ、どの役の人が助かるべきでないか決めます。これもやはり全て英語なので、楽しむと同時に勉強にもなると思われれます。

◆英語が苦手でも、語学授業についていけますか？

法学授業にも同じことが言えるのですが、英語が使われるからといって尻込みする必要はありませんし、それで留学を断念するのはあまりにもったいないことだと思います。今年度参加者の英語力は様々でしたが、英語力が低から授業に参加できないということはありませんでした。ついていけるかどうかという不安は杞憂になると思われれます。とはいえ、外国で英語の授業を受けることに不安は当然だと思います。研修への不安を払拭し、授業を楽しんで受けたいというのであれば、留学生向けの授業である留学基礎講座を受講しつつ、よく使う英語表現を軽く学習しておけば良いのではないかと思います。

R.Takahashi

Court Observation / 裁判傍聴

研修中には、講義やゲストレクチャーといった教室内での授業だけでなく、実際に裁判所へ赴き裁判を傍聴します。2012年度の研修では County Court と Magistrates' Court の二つの裁判所で裁判を傍聴しました。裁判所は二つともケンブリッジ市内に位置しており、普段勉強するコレッジから歩いて行くことができます。

◆County Court(県裁判所)

County court は民事事件を管轄する裁判所です。イングランドでは基本的に民事事件は High Court で始まりますが、訴額 5 万ポンド以下の事案のほとんどはまず County Court で扱われます。

主に扱われる事案は、損害賠償請求訴訟や離婚請求などで、contract law (契約法) や tort law (不法行為法) に関わる事案が多数を占めます。

また、企業が事件を持ち込む場合も多くあります。私たちが傍聴したケースも会社間の紛争に関わるもので、契約し注文したものと異なる大きさの窓枠に対する損害賠償をめぐる訴訟でした。

近年では民事手続きに関する法律の改正により各裁判所の役割が従来とは大幅に変化しており、County Court ではより迅速かつローコストな紛争解決が求められるようになりました。その利点に着目し、County Court に裁判を持ち込む企業が多くあります。

◆Magistrates' Court(治安判事裁判所)

その名の通り、Magistrates と呼ばれる治安判事が審理を行う裁判所です。すべての刑事事件はこの裁判所から裁判が行われ、その 95 パーセントがここで裁判を終えます。

「判事」とありますが、正確には Magistrates には法曹資格を持つ stipendiary magistrates とそれを持たない lay magistrates がおり、約 2 万 8000 人の magistrates のうち、約 120 人のみが前者とその大多数を後者が占めています。傍聴に行くケンブリッジ市内の裁判所でも、審理を行うのは lay magistrates です。Magistrates は jury と judge を併せ持った性質を持ち、各事件において事実認定と法の適用の両方を行います。(量刑権限が足りない事件については Crown Court (刑事法院) に付託します。)

扱われる事件は刑事事件がほとんどですが、一部家事などの民事事件を扱うこともあります。私たちが傍聴したのは、ある一家で起こった家庭内暴力についての裁判でした。

M.Kanemaru

S.Akagi

Court Observation / 裁判傍聴

裁判傍聴に行った際には必ず、Court Observation Report というレポートに事件内容を記録します。Court Observation Report は以下の 7つの部分から構成されます。

i) Name of Court

どの裁判所に行ったのか。どんな事件を傍聴するのか知るうえで重要です。

ii) Key Figures and their roles

キーとなる裁判関係者とその役割について。

iii) Court Layout

原告/検察・被告/被告人の位置など、裁判所のレイアウト。

iv) Atmosphere

裁判所の雰囲気。県裁判所では意外にも比較的緩やかな感じの中行われていましたが、治安判事裁判所はやはり緊張した空気でした。

v) Summarize the key points of the case

事件の要点をまとめます。

vi) Notes about the defendant, prosecution and defense

被告/被告人、検察側や被告側についてのメモ。

vii) Verdict

判決。

裁判はもちろん講義とは異なり学生が理解しやすいように行われるということは全くなく、また専門的な用語や言い回しが使われる為、理解に必要な事すべてを聞き取ることは難しいかもしれません。しかし、PA が同席して傍聴するため、聞き取れなかった点なども後に行われる PA discussion で補うことが出来ます。その後、完成させた Court Observation report を提出します。

裁判傍聴は、教室で学ぶ法律が実際に生活の中で起こった事件について適用されるのが目に見える絶好の機会です。話される英語はとても速くて聞き取るのが難しかった部分もありましたが、傍聴後に仲間と内容について話し合うことや、PA がサポートをしてくださったおかげで理解を深めることができました。

M.Kanemaru

S.Akagi

Case Presentation / 判例紹介

1. Case Presentation とは何か？

Case Presentation とは、イギリス法の有名な判例をクラスメイトに対して分かりやすく説明する授業です。具体的には、まず Jackie 先生から契約締結に関する 5 つの判例が与えられます。学生は 5 つのグループに分かれ、キャンパス内の図書館やインターネットなどを駆使して判例の情報を収集し、分かりやすく整理したうえでプレゼンテーションをします。

2. どんな判例をプレゼンしたのか？

まずは、私たちが実際に使用した判例を一部紹介します。イギリス法では、契約が成立するためには 4 つの要件 (offer, acceptance, consideration, intention to create legal relation) が必要とされています。以下の判例は、そのうち offer と consideration に関わる事例です。

TERMINATION OF THE OFFER

◆Financings Ltd v Stimson(1962)

The defendant at the premises of a dealer signed a form by which he offered to take a car on HP terms from the Plaintiffs. He paid a deposit and was allowed to take the car away. He was dissatisfied with it and returned it to the dealer, saying he did not want it. The car was stolen from the dealer's premises and damaged. The plaintiffs, not having been told that the defendant had returned the car, signed the HP agreement. It was held by the Court of Appeal (a) that the defendant had revoked his offer by returning the car to the dealer. (b) In view of an express provision in the form of the contract that the defendant had examined the car and satisfied himself that it was in good order and condition, the offer was conditional on the car remaining in substantially the same condition until the moment of acceptance. That condition not being fulfilled, the acceptance was invalid.

CONSIDERATION

◆Re McArdle(1951)

A wife and her three grown-up children lived together in a house. The wife of one of the children did some decorating and later the children promised to pay her £488 and they signed a document to this effect. It was held that the promise was unenforceable as all the work had been done before the promise was made and was therefore past consideration.

これらを読んでも、よく分からないのが普通です。しかし、不安になる必要はありません。事前授業や研修で習うことを一つずつ、着実に身に付けていけば、事例の意味を理解できるようになるはずです。

ですが、この授業はあなたが理解するだけでは終わりません。クラスメイトに理解させる必要があります。というわけで、次のページでは、実際のプレゼンテーションの流れを紹介します。

これさえおさえれば、Case Presentation は a piece of cake !!

T.Ohmichi

Case Presentation / 判例紹介

3. プレゼンテーションの進め方



【1】 Fact (事実)

前のページで紹介したものは、おおよそ事件の事実説明です。このプレゼンテーションでは、事実を分かりやすい英語でオーディエンスに分かりやすく伝えることが重要です。ほとんどのグループが小道具を使い、当事者になりきっての演技をまじえながらプレゼンテーションをしました。なかには化粧をして女性役を演じる男子学生もいました。

【2】 Legal Question (法的問題)

Fact を踏まえて、法的に問題になる点を提示します。
一番問題になったポイントを外さないようにしましょう。

【3】 Holding (判決)

実際にどのような判決が下されたのかを述べます。
判決は図書館にある判例集やインターネットを使って調べます。

【4】 Reasoning (論証)

裁判官が Legal Question をどのように解釈して判決を出したのかを説明します。

【5】 Q&A (質疑応答)

Jackie 先生とクラスメイトからの質問に対して答えます。

以上が Case Presentation の流れです。【1】～【4】の項目を意識しながら、核となる部分とあまり重要ではない部分を整理しながら情報を集めるのがコツです。情報収集はキャンパス内の図書館にある判例集やインターネットを利用します。

実際に Case Presentation を行ってみて、資料のなかから必要な情報を選別する能力が重要なことを感じました。また、ひとに分かりやすく説明するためには自分のなかで知識が整理されている必要があることも改めて感じました。

この授業はグループワークなので協力が重要です。演技や小道具も工夫して、分かりやすく面白いプレゼンテーションをしましょう。

Mock Trial / 模擬裁判

帰国まで残り約1週間となった研修の第4週目、私たちは研修の醍醐味の1つでもある模擬裁判をケンブリッジの観光案内所に併設された模擬法廷で行いました。このページでは私たちがどのように模擬裁判を成し遂げたのか順を追って紹介します。

【1】資料を受け取る

模擬裁判実施日の約1週間前、事件の概要や証人とその証言、裁判進行の手順について書かれてある資料が配布されました。模擬裁判で扱うのは刑事事件で、裁判長、弁護士、検察官、被告人、陪審員などの役が各人に割り振られました。英会話に長けていたためか、私は法廷で唯一の裁判官である Judge (裁判長) の役が割り当てられました。滞りなく裁判進行を行う責任重大な役です！

◆事件概要

ある日ケンブリッジ大学内で学生が転落死した。事件発生直前、被告人はその学生と揉みあったところを目撃され、知らせを受けた警官により、後に逮捕された。被告人の元カノは、被告人は短気で過去に暴力事件を起こした前科があることを証言し、警察の取り調べでは被告人自身も自白をしている。しかし現在被告人は一転して無罪を主張している。また、証言で被告人がうつ病を患っている可能性や警察の取り調べが不当であった可能性が浮上してきた。

この事件の判決の行方はいかに……！？

◆裁判の手順

裁判は Prosecution (検察) 側と Defense (弁護) 側の双方2人ずつの Barrister (法廷弁護士) による尋問が中心となります。証人は検察側と弁護側にとってそれぞれ有益な証言を行います。全ての証人は証言台に立つときは必ず Court Usher (廷吏) に先導されます。そして証人が Court Clerk (書記官) に尋ねられ宣誓を行うと、尋問が開始します。

先に行われる検察側の尋問で証人はまず検察による Examination in chief (主尋問) を、続いて弁護側による Cross examination (反対尋問) を受けます。検察側の全証人に対する尋問が終わり、弁護側の証人に対する尋問が始まると先に弁護側が尋問を始めます。特に Cross examination (反対尋問) では双方の矛盾点を手繰り寄せ、相手の主張を崩すうえで重要な場面となるといえます。まさに裁判の醍醐味と言えるでしょう。

裁判にはこのほかに有罪・無罪を判断する Jury (陪審) やその判断を Judge (裁判官) に伝える唯一の Juror (陪審員) である Head Juror (代表陪審)、報道を行う Press (記者) などの人々が参加・傍聴をします。



Mock Trial / 模擬裁判

【2】読み込む

資料を入手したら、まずは目を通して事件の全体像を大まかに把握します。そして、事実関係、当事者関係、証言の内容を頭の中で整理しました。どんな役を演じるにしても、全員が事件の理解に努めたのです。とりわけ裁判では検察側・弁護側の双方に論理的主張が不可欠となります。そのためには、事件の内容をしっかりと理解していることが大前提となったのです。

【3】尋問・台本の作成

Defense 側と Prosecution 側に分かれて、尋問でどのような質問をするかを決めました。資料には事件の概要や証言が大まかに書いてあるだけだったため、尋問の内容は検察側・弁護側が双方独自に考え抜きました。この質問が裁判の勝敗を大きく左右するため、皆大変頭を悩ませていました。

質問の項目は **examination in chief**、**cross examination** でそれぞれ 5 個まであり、検察側・弁護側はこの中で自分たちの主張や相手の主張の矛盾点を陪審・裁判長に示さなければなりません。双方の **Barrister** (法廷弁護士)、**Solicitor** (事務弁護士) が集まってどのような質問をすれば効果的かを予想し話し合っていました。中立の立場から見ていた私は双方の気迫に圧倒されました。

主尋問の質問項目が出来上がると証人役の人はどのように答えるかを決めます。その間検察側・弁護側で互いに質問項目を見せ合います。そして今度は双方ともに反対尋問の質問内容はどのようなものにするか話し合い決定していきます。これらの過程で問題となったのは資料の内容だけでは答えられない質問への対応でした。どうしても必要な新事実を検察・弁護側双方にとって公平であるように設定して行きました。

主尋問・反対尋問とそれに対する証人の回答を台本にしていく傍ら、裁判長は陪審に伝える事件の事実、法律問題をまとめ、検察側・弁護側は最終弁論をまとめました。

【4】練習

台本が完成すると、あとは練習するだけです。例えば被告人を擁護する現恋人ならば、証言台で泣いて訴えかけるのもアリだと PA がアドバイスをしていました。質問の内容とそれに対する回答を知らない陪審に、英語でもしっかり伝わるように聞き取りやすい話し方を意識して皆練習していました。

【5】本番

ついに本番です。証言・発言をする人々はスーツや法衣を着ていました。Clerk (書記官) の 'Court rise (起立)' の一言と共にカツラとガウンを身に着けた Judge が入廷すると厳粛な空気となり開廷しました。検察側・弁護側の熱弁は言うまでもなく、証人も含めて皆練習の成果を発揮しました。

陪審がどのような評決を下し、どのような判決が被告人に対して下されたかは伏せますが、是非皆さん自身で体験してください。休みを挟んで僅か 1 週間という準備期間でとても大変でしたが、日々の授業に加え、さらに充実した時間を準備や本番を通して味わえたとは思いました。

Memory of Mock Trial

前もって配られたストーリー
にあわせて自分の役割確認



それぞれの役割の席について準備開始!

ここは裁判員席です!



The 裁判官!

Thank you your honor!



裁判中は
お静かに!



結果は?



終わった後に記者インタビュー!



最後に集合写真!

お疲れ様でした!

